Deloitte.
デロイト トーマツ

トーマツ.

ポイント解説

2026年11月17日

令和8年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表

2026年11月13日に金融庁は、サステナビリティ情報の開示・保証に関する事項を含む「令和8年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等」を公表しました（意見募集は12月13日まで）。

改正の概要

背景

令和8年7月15日に成立した「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」（令和8年法律第64号）による金融商品取引法の改正のうち、企業のサステナビリティ情報の開示・保証（一定の企業に対するSSBJ基準に基づく開示・保証の義務付け等）に関する規定が、令和9年4月1日に施行されます。これに伴い、制度の整備を行うため、金融庁は今般、関係政令・内閣府令案等を取りまとめ公表しました。

概要

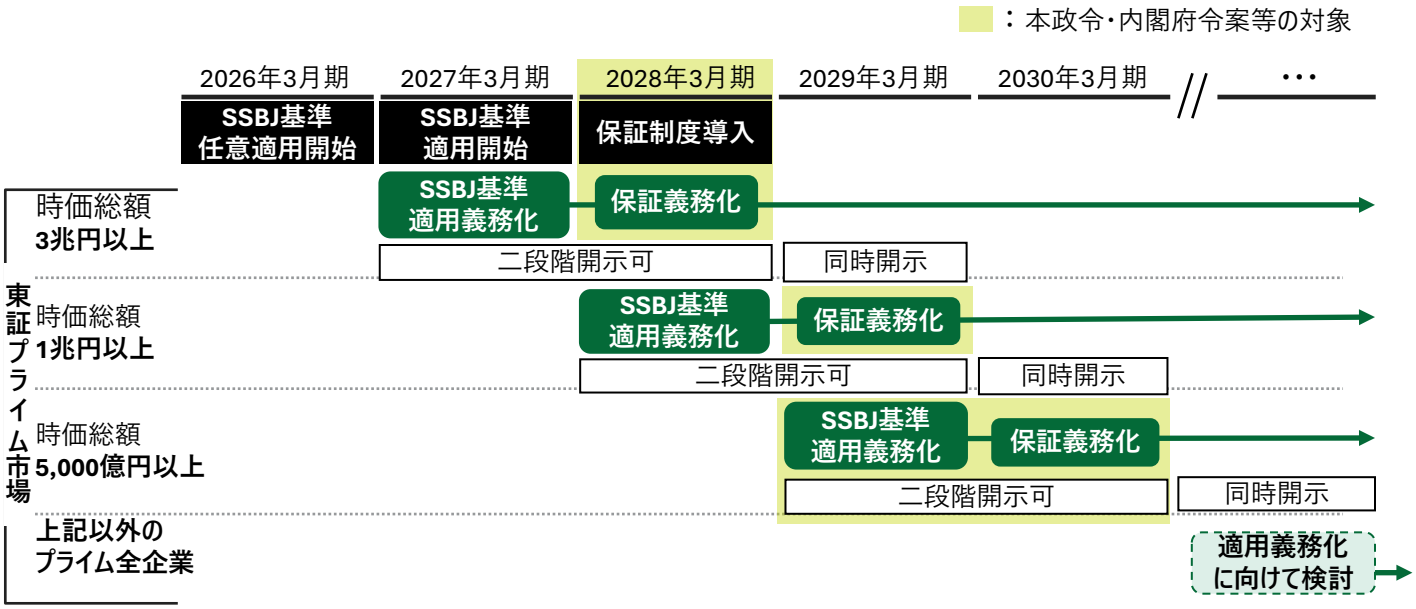
対象企業と基準： プライム市場上場で平均時価総額5,000億円以上の企業を「特定提出者」とする。基準は2026年6月11日までに公表したSSBJ基準を告示指定。
特定非財務情報監査証明（保証）制度： 保証業務実施者の登録要件や保証手続を整備し、保証業務実施者の交代時の臨時報告、有価証券報告書等における証明者名称・対象箇所・保証報告書・報酬額の開示等を規定。
保証対象となる開示基準・保証範囲： 保証府令に関連する告示により、保証対象となる情報をSSBJ基準の項番レベルで明確化し、保証範囲に対応する開示基準として「特定サステナビリティ開示基準」を規定。
民事責任規定におけるセーフハーバーの要件等： 一定の場合に民事責任規定における虚偽記載の責任を負わない情報を、目論見書・縦覧書類記載の将来情報、見積り情報、子会社以外の第三者取得情報（将来情報等）とする。
確認書の記載事項の追加： 開示統制・手続に関する事項を追加。

施行日

2027年4月1日から施行予定。

※1：特定非財務情報監査証明に当たって従うべき特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令（案）第14条第4項に規定する「企業会計審議会が公表する基準であって金融庁長官が定めるもの」を指定する告示（案）及びその具体的な基準（案）については、後日公表する予定。

サステナビリティ情報の開示・保証のあり方に関するロードマップ



参考：金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案　説明資料（2026年4月）

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

参考

金融庁のサイト

令和８年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について（サステナビリティ情報の開示・保証、スタートアップ企業への資金供給の促進関係）：金融庁

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ
〒100-8360　東京都千代田区丸の内3-2-3　丸の内二重橋ビルディング
https://www.deloitte.com/jp/ja/about/group/deloitte-touche-tohmatsu.html

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイトトーマツ、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。
デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイトアジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

IS 669126 / ISO 27001

BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
http://www.bsigroup.com/clientDirectory

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.